［条を削る。］

（核物質防護管理者の選任等）

第十九条の二　［略］

（安全性の向上のための評価の実施時期）

第十九条の三の二　法第五十条の四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、再処理施設の工事の後、定期事業者検査を行つていないものにあつては、その使用が開始された日以降六月を超えない時期とする。

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

第十九条の三の五　法第五十条の四の二第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　再処理施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ　当該再処理施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

［ロ・ハ　略］

［二・三　略］

（廃止措置実施方針に定める事項）

第十九条の四の二　法第五十条の四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

［一～九　略］

十　廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設（第十九条の五及び第十九条の十五において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十一・十二　略］

十三　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

［十四・十五　略］

（廃止措置計画の認可の申請）

第十九条の五　法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　略］

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第十九条の二　法第五十条の三第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。

2　法第五十条の三第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業者その他関係者に対する質問

四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（核物質防護管理者の選任等）

第十九条の二の二　［同上］

（安全性の向上のための評価の実施時期）

第十九条の三の二　法第五十条の四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、再処理施設の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その使用が開始された日以降六月を超えない時期とする。

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

第十九条の三の五　［同上］

一　［同上］

イ　当該再処理施設について、法第四十五条第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

［ロ・ハ　同上］

［二・三　同上］

（廃止措置実施方針に定める事項）

第十九条の四の二　［同上］

［一～九　同上］

十　第十九条の五第一項第五号の性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十一・十二　同上］

十三　廃止措置に係る品質保証計画

［十四・十五　同上］

（廃止措置計画の認可の申請）

第十九条の五　［同上］

［一～四　同上］